

国際郵便に関する料金の
クレジットカード払等の
試験的役務に関する約款

郵便事業株式会社

国際郵便に関する料金のクレジットカード払等の試験的役務に関する約款

(約款の適用)

第1条 郵便事業株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項及び国際郵便規則(平成15年総務省令第6号)第1条の規定に基づき定めるこの国際郵便に関する料金のクレジットカード払等の試験的役務に関する約款(以下「約款」といいます。)により、国際郵便に関する料金のクレジットカード払等の試験的役務を提供します。

2 この約款に定めのない事項については、国際郵便約款、郵便に関する条約、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(クレジットカード払等)

第3条 国際郵便に関する料金(一定の金額が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。)によって入力されるカード、電子機器その他の物に入力された金額から支払に係る金額に相当する額を控除するために使用する機械が設置されている事業所に支払う国際郵便物の料金、特殊取扱の料金及び手数料に限り、)を支払うべき者(以下「支払義務者」といいます。)からの申出があり、かつ、その申出を当社が承認したときは、その料金の支払についてその支払義務者から委託を受けた者(当社が指定したものに限り、)は、その支払義務者のために、その料金を支払い、又はその料金の支払に代えてその料金の額に相当する金額でその料金に係る金銭債権を買い取ることができます。この場合において、その委託を受けた者がその料金を支払い、又はその料金に係る金銭債権の買取代金を支払ったときは、その支払義務者がその料金を支払ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年10月17日から実施します。

(この約款の失効)

第2条 この約款は、平成22年10月16日限り、その効力を失います。

附 則(平成21年9月11日 郵国郵第176号)

この改正規定は、平成21年10月17日から実施します。